

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 計画の目的と位置づけ

都市計画マスタープランは、市の将来像を実現するための都市計画の基本方針を示す計画であり、都市計画法に基づき策定されます。本計画は、市総合計画や鹿児島県都市計画区域マスタープランなどの上位計画を踏まえ、土地利用、公共施設整備、都市環境整備等の方向性を定めるものです。

本計画の目標年次は令和28年頃を目処とし、計画期間内に、市民生活の向上、持続可能な都市の形成、地域経済の活性化等を目指します。

計画の実現に向けては、都市計画に関わる各種施策や公共事業、民間の土地利用・開発の誘導を通じて、都市の基本方針に沿った計画的なまちづくりを推進していきます。また、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、必要に応じて見直しを行い、柔軟かつ実効性のある都市づくりを目指します。

都市計画法（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

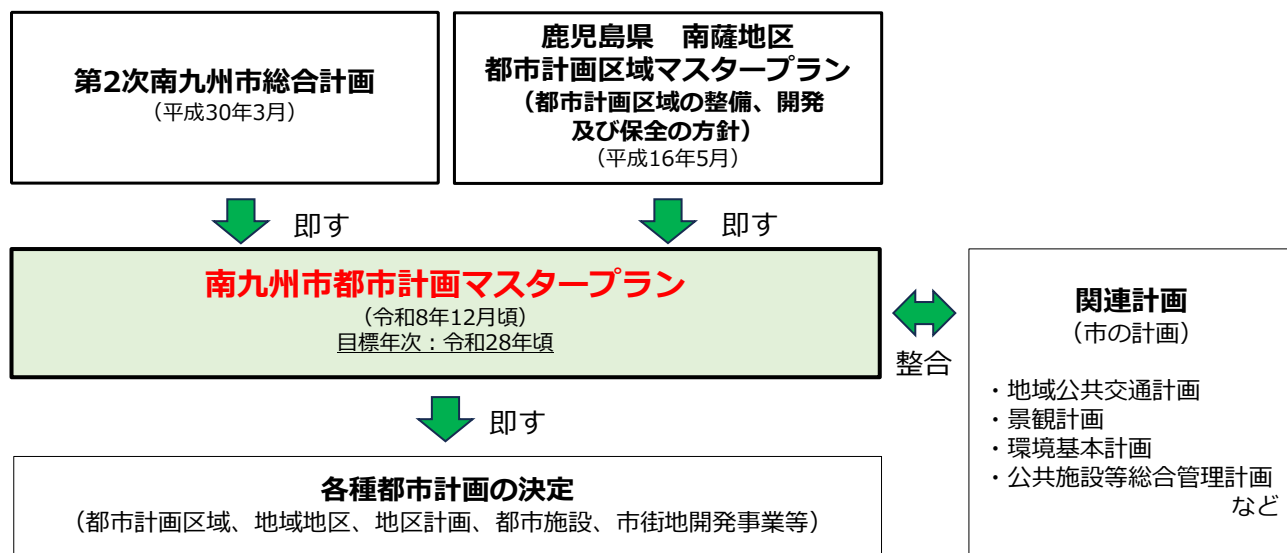
第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

■都市計画マスタープランの位置づけ



2. 上位関連計画

本市では、総合計画をはじめとする各種計画が策定されています。本計画は、これらの上位・関連計画との整合を図りながら、都市づくりの方針を定めるものです。ここでは、本計画に特に関係の深い主な上位計画を整理します。



■第2次南九州市総合計画（平成30年3月）

：本市の将来像・基本理念を示す上位計画

■鹿児島県都市計画区域マスタープラン（平成16年5月）

：都市計画区域の長期的なビジョンを示すとともに、土地利用、都市施設、市街地開発事業等について方向性を定める計画

■第2次南九州市総合計画（平成30年3月）

第2次南九州市総合計画について、基本構想、及び後期基本計画の内容について整理する。

（１）計画概要

①計画構成：基本構想、基本計画、実施計画の３段構成。

：基本構想は南九州市総合計画策定条例に基づく。

②計画期間：基本構想（平成30（2018）年～令和9（2027）年）

：前期基本計画（平成30（2018）年～令和4（2022）年）

：後期基本計画（令和05（2023）年～令和9（2027）年）

：実施計画（３年間、毎年度見直しによるローリング方式）

③まちづくりの現状と課題：

過疎化と少子高齢化／農業生産の維持、拡大／雇用就労の場の確保／商工業の活性化／地域資源を活かした観光の推進／交通基盤の整備／安全・安心の確保／緊急医療・医療体制の充実／効率的で効果的な行政運営

④南九州市の地域特性：

豊富な農畜産物と日本一の生産力／市民の健康増進に向けた「お茶」のポテンシャル／平和といのち、個性ある生涯教育／人・物が行き交う国道、高規格道路網／南の温暖な気候、海・川・山の豊かな自然／歴史と文化に包まれた地域を支える社会

（２）基本構想

基本構想は、将来都市像、目標、目標人口、土地利用の基本方針、及び施策の体系について整理する。

①将来都市像

人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市

②基本目標

- ・ひと：「人と人」、「地域と人」が交流し、こころ豊かで魅力あるまち
- ・まち：安全・安心でいきいきと健康に暮らせるまち
- ・活力：地域資源を活かした産業が盛んなまち

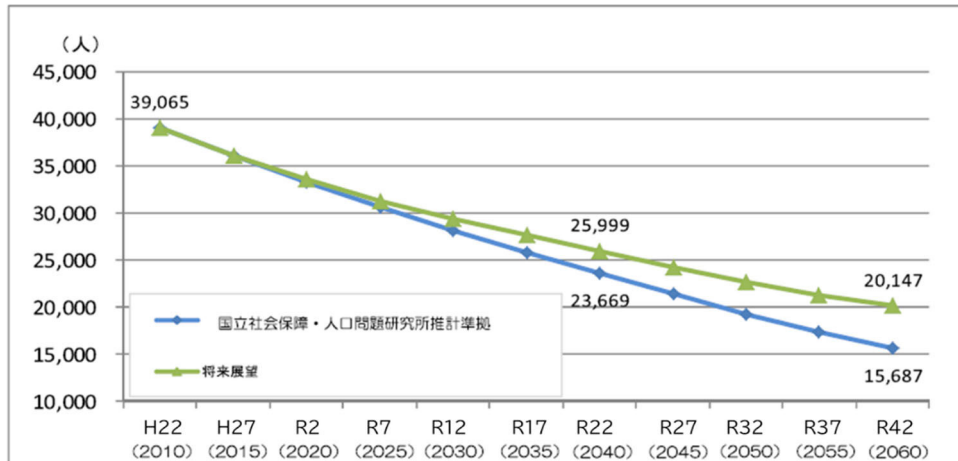
③分野別目標

- ・農 林：豊かな自然 活力ある農村 未来に向けて発展する まちづくり
- ・商工観光：魅力と活力にあふれ にぎわう まちづくり
- ・社会基盤：人と物が行き交い 快適で暮らしやすい まちづくり
- ・生活環境：安全で安心して 住みやすい まちづくり
- ・保健福祉：みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせる まちづくり
- ・教育文化：心の豊かさと創造力を育む 教育・文化の まちづくり
- ・協働参画：みんなで創る 協働と自立の まちづくり

④目標人口

目標人口：30,500人（令和9（2027）年）

総人口の将来展望



総人口（人）	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
国立社会保障・人口問題研究所推計	39,065	36,082	33,318	30,653	28,185	25,898	23,669	21,427	19,306	17,393	15,687
将来展望	39,065	36,196	33,628	31,295	29,361	27,630	25,999	24,321	22,732	21,332	20,147

資料：南九州市人口ビジョン

⑤土地利用の基本方針

自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用に努める。

■都市計画区域

街並みや景観に配慮した基盤整備を計画的に進め、機能的な都市基盤の形成と快適で暮らしやすい生活基盤の整備を図る。

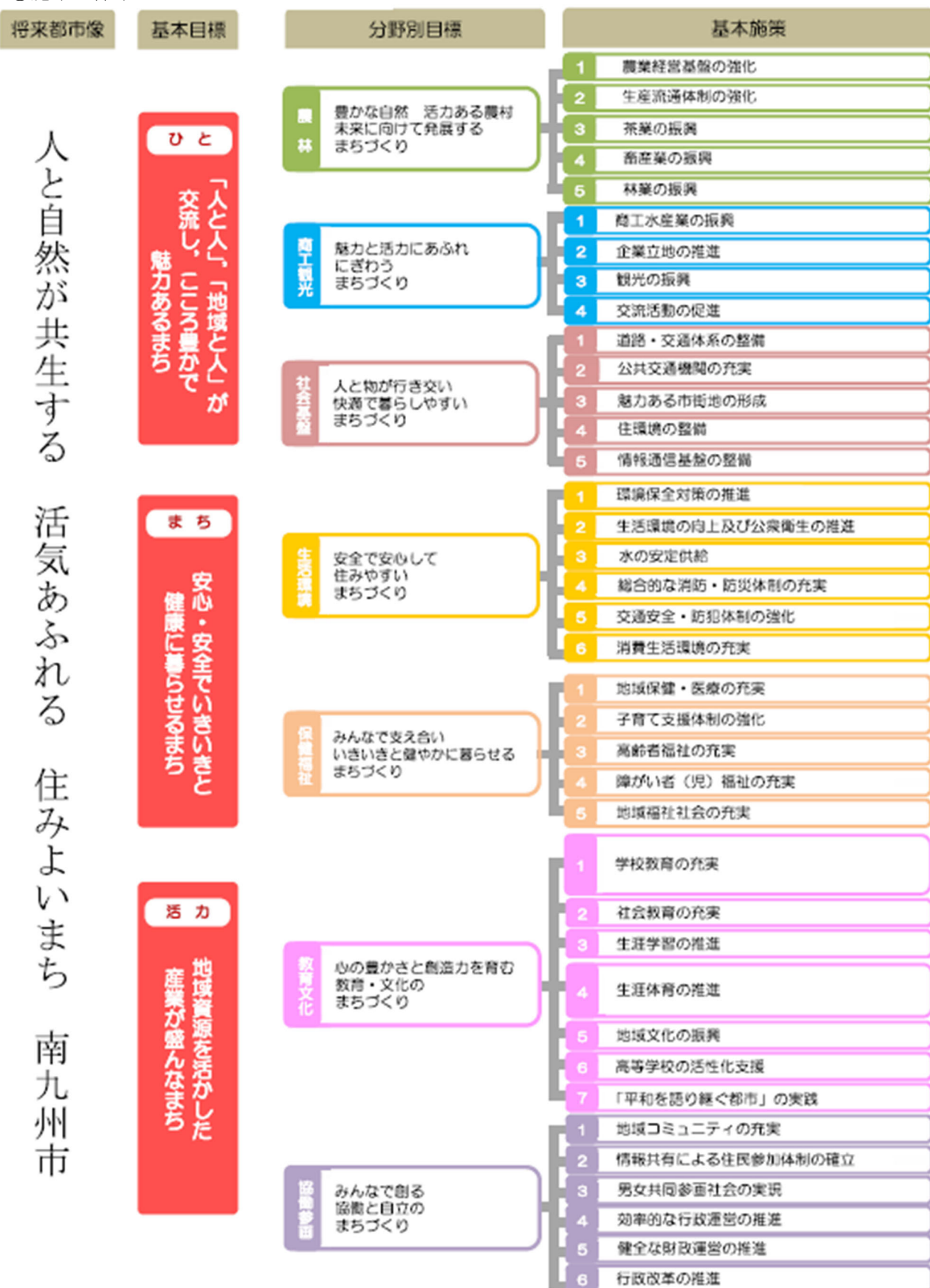
■農業振興地域

遊休地の利用の促進と土地改良事業などによる農業生産基盤の効率的な整備を行い、生産性の向上を図る。

■森林地域

木材資源の有効活用と自然環境との共生に配慮するとともに、森林のもつ多面的機能が総合的に発揮できるよう森林の適切な整備と保全を図る。

⑥施策の体系



■鹿児島県都市計画区域マスタープラン（平成16年5月）

（１）頴娃都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

①都市づくりの基本理念

安全で安心な生きがいのあるまちづくり

②基本方針

- ・交通基盤と生活環境が整備された緑豊かなまちづくり
- ・心身ともに健康で安心して暮らせるまちづくり
- ・産業の振興と人と物が交流するまちづくり

③都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

概ね10 年以内に整備を予定する主要な施設

- ・交通施設の都市計画の決定の方針

主要幹線道路：県道石垣加世田線、県道頴娃川辺線

都市幹線道路：都市計画道路3・5・3 号鳥越線（県道頴娃宮ヶ浜線）、都市計画道路3・5・6 号頴娃運動公園線（町道役場通り線）、県道石垣喜入線

- ・下水道及び河川の都市計画の決定の方針

河川：二級河川 石垣川



(2) 知覧都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

①都市づくりの基本理念

個性と魅力が輝く、質の高い暮らしとにぎわいに満ちた交流のまちづくり

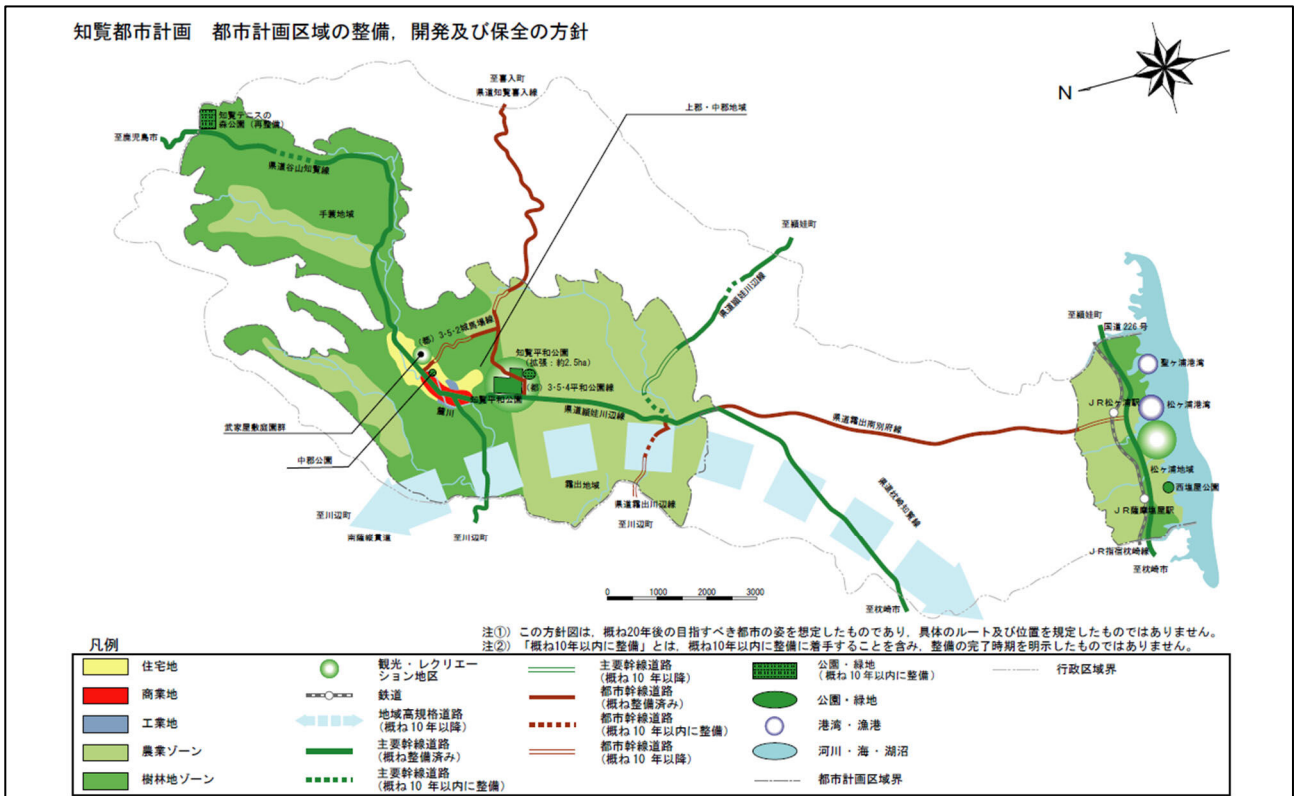
②基本方針

- ・豊かな自然と共生し、住民同士のふれあいと質の高い暮らしがあるまちづくり
- ・歴史や景観を活かし、だれもが訪れたくなる、にぎわいのある交流のまちづくり

③都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

概ね10 年以内に整備を予定する主要な施設

- ・交通施設の都市計画の決定の方針
主要幹線道路：県道谷山知覧線、県道鰐娃川辺線
都市幹線道路：県道霜出川辺線
- ・下水道及び河川の都市計画の決定の方針
公共下水道：知覧中央処理区
河川：二級河川 麓川



(3) 川辺都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

①都市づくりの基本理念

住民がしあわせを創るまち

②基本方針

- ・ 立地条件を活かした多様な文化との交流によるまちづくり
- ・ 鹿児島市近郊の条件を活かした住みよいまちづくり
- ・ 自然と調和した環境に配慮するまちづくり

③都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設

- ・ 交通施設の都市計画の決定の方針

地域高規格道路：南薩縦貫道

主要幹線道路：県道石垣加世田線、県道頰娃川辺線（頰娃川辺バイパス）

- ・ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

河川：二級河川 万之瀬川

